2022年度
保護者のみなさまへ

えんじのほけん

園児総合保障共済制度
総合生活保険（こども総合補償）のご案内

おすすめポイント！

家計にやさしい
保険料約65％割引

- 選べる5タイプ！
- 保険料は月々250円から

➡詳しくはP3へ

兄弟タイプでさらにお得！

- 保険には珍しい「**兄弟タイプ**」で加入すると年間**1,660円もお得！**

➡詳しくはP3へ

新型コロナウイルス感染症にも対応！

- お子さまが感染し、入院・通院になった場合に保険金をお支払いします。

➡詳しくはP5へ

お申込み締切日

年　　月　　日（　　）

掛金は便利な**口座引落し**です。
卒園まで**自動更新**となりますので、すでにご加入済の方はお申込み不要です。
詳しくはP4をご確認ください。

保険期間（1年間）

2022年4月1日（午前0時）より
2023年4月1日（午後4時）まで

＊更新契約の場合は午後4時から開始します。
＊2022年4月1日以降のお申込みについては、東京海上日動の担当営業課支社に加入依頼書が届いた受付日の翌日またはご指定いただいた補償開始日のいずれか遅い日付より補償を開始させていただきます。

掛金引落日　2022年5月27日

＊27日が土日祝日の場合には翌営業日となります。

公益社団法人全国私立保育連盟

このパンフレットは、総合生活保険（こども総合補償）の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず別紙の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等ございましたら代理店までお問い合わせください。

成長過程にはリスクもいっぱい！

お子さまの24時間を幅広く補償します！

❶ 傷害補償（国内外補償）

お子さまが急激かつ偶然な外来の事故により
ケガをされたときに保険金をお支払いします。
保育園以外でのケガも補償します！

こんなシーンでも！

- 自宅でのケガ
- 休日のケガ
- レジャー中のケガ
- 通園途中でのケガ
- 習い事でのケガ
- 交通事故でのケガ

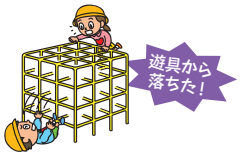

❷ 熱中症補償

熱中症（日射または熱射による身体の障害）
による園児の死亡、後遺障害、入院、手術、
通院を補償します。

❸ 細菌性食中毒等補償

細菌性食中毒等による園児の死亡、
後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
詳しくはP5をご確認ください。

❹ 天災危険補償 Pプラン・Tプラン

①園児の天災（地震・噴火または
これらによる津波）によるケガ
を補償します。
②園児の扶養者の方が天災（地震・
噴火またはこれらによる津波）
によるケガにより死亡または重
度後遺障害が生じたときに、育
英費用を補償します。

❺ 特定感染症補償 Pプラン・Tプラン・Aプラン

特定感染症（O-157等を含みます）による
後遺障害、入院、通院を補償します。**新型
コロナウイルス感染症**も補償の対象です。
（医師等からの指示で自宅療養した場合も対
象です。）
詳しくはP5をご確認ください。

園児とご家族の損害賠償補償

❻ 個人賠償責任補償（国内外補償）

お子さまやそのご家族が、日常生活における偶然な事故により法律上の損害賠償
責任を負ったときに保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。

「示談交渉サービス付帯」でさらに安心！
示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（国内での事故に限ります。訴
訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

保護者が自転車で
走行中、誤って通行人に
ぶつかりケガをさせた。

お支払金額 **8,080,000円**

園児が蹴ったボールで、他人の家
のガラスを割った。

お支払金額 **749,000円**

扶養者の補償

❼ 育英費用補償

扶養者の方が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガで死亡されたとき、または重度
後遺障害が生じ園児を扶養できなくなった場合に、育英費用保険金をお支払いします。
※ご加入時に園児（被保険者＝保険の対象となる方）の扶養者を指定していただきます。

父親が通勤途中で
車にはねられ、死亡してし
まった。

お支払金額 **10,000,000円**

事例・お支払金額は参考です。プランにより補償内容が異なります。詳しくはP3をご確認ください。

●年間掛金（保険料と共済賛助会費）

人気プラン

1名タイプ	Pプラン	Tプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Zプラン
園児1名あたり	~~31,850円~~ ↓ 12,000円	~~21,140円~~ ↓ 8,000円	~~19,880円~~ ↓ 7,000円	~~16,630円~~ ↓ 6,000円	~~13,130円~~ ↓ 5,000円	~~6,390円~~ ↓ 3,000円

兄弟タイプ	Pプラン（兄弟）	Tプラン（兄弟）	Aプラン（兄弟）	Bプラン（兄弟）	Cプラン（兄弟）	Zプランに兄弟タイプはありません。
園児2名あたり	~~62,040円~~ ↓ 22,340円	~~40,620円~~ ↓ 14,340円	~~38,100円~~ ↓ 12,340円	~~31,600円~~ ↓ 10,340円	~~24,600円~~ ↓ 8,340円	

※上段は割引適用前の保険料です。

Aプランの新規受付は終了しました。
更新の場合は引き続き選択可能です。

●補償金額（保険金額）

①傷害補償	死亡保険金	500万円	396万円	418万円	340万円	245万円	72万円
	後遺障害保険金（後遺障害の程度に応じる）	20万円～500万円	15.8万円～396万円	16.7万円～418万円	13.6万円～340万円	9.8万円～245万円	2.8万円～72万円
	入院保険金日額	3,700円	3,200円	3,200円	3,000円	2,500円	1,200円
	手術保険金※1	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）					
	通院保険金日額	2,500円	2,200円	2,200円	2,000円	1,500円	600円
②熱中症補償		①傷害補償と同額					
③細菌性食中毒等補償		①傷害補償と同額					
④天災危険補償（傷害補償、育英費用補償のみ）		①傷害補償 ⑦育英費用補償と同額		補償対象外			
⑤特定感染症補償		①傷害補償のうち後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のみ同額を補償。			補償対象外		
⑥個人賠償責任補償※2 支払限度額（1回の事故につき）		国内 無制限 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
⑦育英費用補償		1,000万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※2 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

- この保険は団体割引30%、損害率による割引50%で**約65%の割引**を適用しております。なお、①傷害補償基本特約にのみ大口団体割引10%を適用しております。（天災危険補償特約割増保険料には、損害率による割引は適用されません。）また、前年度の事故発生、保険金支払状況によっては、保険金額を調整させていただくことがありますので、あらかじめ、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
- 年間掛金には共済賛助会費1,100円が含まれております。（当団体の子育て支援活動等に活用させていただいております。）
- お子さまが継続的に職業に従事している場合は保険料が異なりますので、代理店にお問い合わせください。
- 上記保険料は被保険者の職種級別がA級の場合の保険料です。

●保険の対象となる方（被保険者）

・保育園に通われているお子さまご本人がご加入いただけます。
・個人賠償責任については、お子さまご本人の他、親権者、同居のご家族が対象となります。詳しくはP5をご確認ください。

●兄弟タイプについて

・同じ園に通園する兄弟・姉妹が同時に２名加入する場合、P3年間掛金の表の**兄弟タイプ掛金**で２名一緒にご加入ください。
（兄弟・姉妹が３名の場合には２名（兄弟タイプ）＋１名（1名タイプ）にてご加入ください。）

・一被保険者につき、一口までのご加入となります。
・兄弟タイプの掛金の内訳は、**共済賛助会費と賠責保険料が１名分**となっております。

●ご加入手続きについて

新規加入の方
同封の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、お申込み締切日までに園までお届けください。

更新加入の方
昨年と同内容で更新される方は、加入依頼書のご記入・ご提出は不要です。
加入依頼書（兼加入通知書）に印字されている内容に誤りがないかご確認いただき、加入通知書として大切に保管願います。誤りがある場合は取扱代理店へご連絡ください。

必ずご確認ください

・今年度の補償内容および保険料はP3年間掛金の表のとおりとなりますので、ご確認ください。
・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
・加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」に沿ってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は取扱代理店までご連絡ください。
・現在ご加入の方につきましては、お申込み締切日までに加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は前年度のご加入内容をもとに今年度の募集パンフレットに記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
・加入時の園に在籍しなくなった際（転園・退園）にはすみやかに取扱代理店にご連絡ください。
・「特定感染症危険補償特約」の補償拡大を行います。
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」の改正により新型コロナウイルス感染症＊１が感染症法上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症＊１を引き続き補償対象とする約款改定を行います＊２。
※新型コロナウイルス感染症＊１は、2020年２月１日より補償対象としております。既に本特約にご加入いただいているお客様で2020年２月１日以降に新型コロナウイルス感染症＊１を発病された場合は、代理店または弊社までご連絡ください。なお、新たに本特約にご加入される場合、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
＊１ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。
＊２ 本改定は、改正感染症法の施行日である2021年２月13日より適用いたします。

掛金引落（年１回）
①**5月27日**（手続きの関係上、翌月のお引き落としとなる場合があります。）
※ご指定の金融機関より、三菱UFJニコスを通じて行われます。
※27日が土日祝日の場合には翌営業日となります。
②口座振替依頼書の不備等で、掛金のお引き落としができない場合は、**掛金の振込みをお願いする場合**があります。
③加入通知書に記載の掛金振替日の翌月末日までに**掛金のお支払いがない場合**には、**保険金をお支払いできない場合**がありますのでご注意ください。

●加入通知書について

・**加入通知書は掛金お引き落しの数日前にお届けします。**
加入通知書が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
・お手元に届くまでの間も、2022年４月１日（中途加入の場合は、加入依頼書が東京海上日動の担当営業課支社に届いた受付日の翌日※またはご指定いただいた補償開始日のいずれか遅い日付）より補償は開始されています。また、加入通知書は加入内容を確認する大切なものです。加入通知書が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。
※加入依頼書の課支社受付印の翌日
・自動更新の方は、満期案内書が加入通知書を兼ねております。

細菌性食中毒について（細菌性食中毒等補償）

●細菌性食中毒とは、ボツリヌス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌、ブドウ球菌等による細菌性食中毒およびノロウイルス等によるウイルス性食中毒をいいます。

特定感染症について（特定感染症補償）

●特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第６条第２項から第４項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症＊１または同条第８項の規定に基づく指定感染症＊２をいいます。

＊１　病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。

＊２　政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。

（注）新規契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払いの対象となりません。

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただける方

●「保険の対象となる方（被保険者）ご本人＊1」としてご加入できる方は、保険契約者である公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会員（全私保連会員施設もしくは認可保育園、認定こども園に通園する園児の保護者の方のみ）のお子さまで、かつ、全私保連会員施設もしくは認可保育園、認定こども園に通園されるお子さまとなります。

●個人賠償責任について、保険の対象となる方は、ご本人＊１（加入依頼書等の被保険者氏名欄に記載の方）の他、以下の方となります。

①ご本人＊１の配偶者＊２

②ご本人＊１もしくは親権者またはご本人＊１の配偶者＊２の同居のご親族＊３

③ご本人＊１もしくは親権者またはご本人＊１の配偶者＊２の別居の未婚＊４のお子様

④①～③の方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

＊１　加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。
また、個人賠償責任については、ご本人＊１の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人＊１に関する事故に限ります。）。

＊２　法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。

a.　婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b.　同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

＊３　６親等以内の血族および３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

＊４　これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

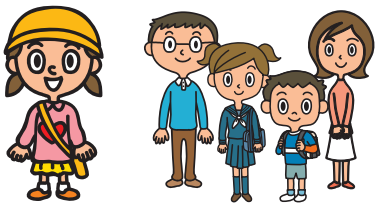

無料 サービスのご案内

「えんじのほけん」ご加入で、様々なサービスを無料でご利用いただけます！

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配＊1
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

＊1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

受付時間＊2 **24時間365日**

＊2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

携帯・PHS OK **0120-708-110**

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

受付時間（土日いずれも祝日、年末年始を除く）
- 法律相談：10:00～18:00
- 税務相談：14:00～16:00
- 社会保険に関する相談：10:00～18:00
- 暮らしの情報提供：10:00～16:00

携帯・PHS OK **0120-285-110**

介護アシスト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

- 電話介護相談
- 各種サービス優待紹介
- インターネット介護情報サービス

詳しくはHPをご覧ください➡
https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/contractor/service/kaigo.html

受付時間（土日いずれも祝日、年末年始を除く）
- 電話介護相談：9:00～17:00
- 各種サービス優待紹介：9:00～17:00

携帯・PHS OK **0120-428-834**

ご注意ください（各サービス共通）
- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者＊1・ご親族＊2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

＊1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
＊2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

お問合わせ先

地区サービス代理店

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
担当課

東京海上日動安心110番（事故受付センター）
（受付時間：365日24時間）
0120-720-110

制度取扱幹事代理店　（有）ゼンポ

21-T03585　2021年11月作成
E14-85850(3)改定202112